

議案第76号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成24年6月20日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

平成 24 年 3 月 31 日

松阪市長 山 中 光 茂

記

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 18 項を第 19 項とし、第 17 項を第 18 項とし、第 16 項の次に次の 1 項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 6 項（附則第 7 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第 6 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。